

## 戦後日本の主権国家と世界連邦的国連中心主義

林 尚 之

### はじめに

本稿の目的は、憲法第9条の非武装平和主義、日米安保中心主義、国連中心主義といった戦後日本の安全保障の根幹に関わる原則がいかにかに確立したのか、そしてその原則の思想的背景とは何か、また、諸原則がいかなる関係にあったのかを明らかにすることで、敗戦によって生まれた戦後日本の主権国家とは何であったのかを問うことである。第二次世界大戦後の日本は、国連中心主義を掲げることが国際社会復帰のための有力な選択肢であった。日本の講和準備は敗戦早々に外務省主導で行われていた。杉原荒太条約局長を幹事長とする「平和条約問題研究幹事会」が設置されて、平和条約締結にむけての日本の基本方針が策定された。第一次報告書ができたのは、1946年5月である。この時期は、政府の憲法改正草案要綱が枢密院で審議されている最中であった。帝国憲法の改正が議論されている過程のなかで、国連を中心とした集団安全保障措置によって日本の平和と安全を確保する構想が打ち出されていたのである。その第一次報告書の内容に関しては後で言及するが、それは国連改革による世界連邦政府の建設などが提言されているほどラディカルな国際協調主義的な性格を持っていた<sup>1)</sup>。

戦後日本の国連中心主義は、単なる机上の空論ではなく、国際政治の力学に裏打ちされていた。1947年3月にマッカーサーは記者会見のなかで平和条約締結後の日本の安全保障を確保するために、連合軍が撤収した後は、日本を国連の管理下におくことで、日本の安全を保障すべきと発言している<sup>2)</sup>。外務省は、平和条約の義務履行を管理監督するための国際機関が日本に設置されることを予想していたが、マッカーサー発言で現実味を帯びだしたことで、外務省はその対抗策として国連加盟を全面に打ち出したのである。国連に加盟すれば、「国際連合の加盟国たる地位」を得ることができるからである。刻一刻と変わる国際政治の力関係のなかで、講和後の国家主権の独立を守るために、国連中心主義は選択されたのである。しかし、国連加盟国になることは、加盟国としての権利と同時に義務を課せられることを意味していた。つまり、国連の集団安全保障措置に参加する義務を履行することが求められることになる。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」、あくまでも非暴力によって、国際社会の平和と安全を保障しようとする憲法第9条の戦争放棄に対して、国連は、加盟国の集団的暴力によって国際社会の平和を維持しようとするもので、一見すると、憲法第9条と国連憲章は相反する原理であるように見える。しかし、戦後日本において、憲法第9条と国連憲章は必ずしも矛盾するものとしてみなされていたわけではない。むしろ憲法第9条の画期性は、国連中心主義のなかで評価されていたのである<sup>3)</sup>。このような国連中心主義の規範力は、サンフランシスコ講和条約・日米安全保障条約締結後の憲法「全面改正」運動にも及んでいた。国連の集団安全保障措置に参加するために憲法第9条の改定が主張されていたのである<sup>4)</sup>。このような護憲派、改憲派の対立を超えた国連中心主義の規範性は何に由来するのかを考察する必要がある。そ

ここで具体的な分析として、制憲議会における憲法第9条と国連加盟をめぐる政府見解、平和条約・安保条約締結にむけての準備過程における外務省の基本方針及び日本の日米安全保障条約案にみられる安全保障構想、国連加盟における憲法論議などをみていきたい。

戦後日本の安全保障政策構想の変遷に関しては、数多くの先行研究がある<sup>5)</sup>。そのなかでも国連中心主義と日米安保重視の立場が矛盾しなかったことを指摘していたのが星野俊也と井上寿一である。星野は、国連を通じた多国間協調関係と日米の二国間関係は相互に補完的であることを指摘している。井上は、国連加盟後の日本の「国際連合中心主義」「自由主義諸国との協調」「アジアの一員」といった外交三原則は、相互に矛盾するものであったが、日本は国連加盟にむけた外交努力によって三原則のあいだに均衡点をつくっていたことを明らかにしている。本稿では、これらの研究を前提としながらも、国連中心主義に対する考察を中心に、憲法第9条の非武装平和主義、日米安保中心主義がどのような関係にあったのかを探りたい。

## I 憲法第9条の非武装平和主義と国連中心主義

憲法制定議会において、憲法第9条が国連加盟の妨げになるのではないかという疑問が出されていた。日本政府としては、講和後の日本の安全保障政策を、国連の集団安全保障を軸にして構築しようとしていた。先にみた外務省の「平和条約問題幹事会」が提出した第一次研究報告では、戦争放棄を世界各国も国内法に取り入れること、そして日本の永世立国化を提言すると同時に、極東委員会構成国による「集団的安全保障機構」の設定が提起されていた<sup>6)</sup>。また、国際正義の確立のために、国連を一步進めた世界連合政府の樹立を指向すること、そして、憲法第9条の戦争放棄に関連して、世界的軍備撤廃を提唱し、原子力の世界政府による管理の実現のために連合国側に働きかけることが提唱されていた<sup>7)</sup>。このように外務省は、憲法第9条を世界連邦政府的国連観のなかで位置づけていたのである。

1946年7月9日に吉田茂総理大臣は、憲法制定議会において次のように国連の安全保障に対する期待を述べていた。

国際平和団体が樹立せられて、さうして樹立後に於いては、所謂U・N・Oの目的が達せられた場合には、U・N・O加盟国は国際連合憲章の規定の第43条に依りますれば、兵力を提供する義務を持ち、U・N・O自身が兵力を持つて世界の平和を害する侵略国に対しては、世界を挙げて此の侵略国を圧伏する抑圧すると云ふことになつて居ります。(中略)此の憲章に依り、又国際連合に日本が独立国して加入致しました場合に於ては、一応此の憲章に依つて保護せられるもの、こう私は解釈して居ります<sup>8)</sup>。

講和後の日本の安全保障は、国連の安全保障によって確保されると考えられていたのである。しかし、国連憲章第43条の「国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ一つ又は二つ以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる」という条文に関して、国内では戦争と一切の戦力を放棄した憲法第9条と国連の安全保障は相反するのではないかという懸念が存在していた。憲法第9条は非武装平和主義の原理であるが、国連憲章は、加盟国に集団安全保障という強制措置を伴った義務を課している。憲

法第9条と国連憲章の矛盾について、憲法制定期における政府は一貫して楽観的であった。帝国憲法改正案委員小委員会の委員長であった芦田均国務大臣が、「日本が一切の戦力を廃止する結果、国際連合国としての義務を果たし得なくなるから、連合加盟を許されないかも知れないという論、余りに、形式論理的である。日本が真に平和愛好国たる事実を認められる場合には、かかる事態はあり得ないと考えて間違いないと思う<sup>9)</sup>」と答弁しているように、憲法第9条と国連憲章は相反するとはとらえられてはいなかった。それは、先にみた外務省の「平和条約問題幹事会」が出した第一次研究報告で「加盟国に課せられたる義務中、国際平和及び安全維持の為の武装兵力の提供等の義務は到底之を遂行する能力なかるべきに鑑み日本に対し此の点に関する特例を認めしむる様最善の措置を講ずるの要あるべし<sup>10)</sup>」と、国連憲章より憲法といった国内法を優先しようとしていたことからもうかがえる。憲法第9条によって日本は国連憲章の兵力提供の義務は留保されるという見解を政府は持っていたのである。たとえば、幣原喜重郎国務大臣は、1946年9月の貴族院帝国憲法改正案特別委員会で、「日本が国際連合に加入するという問題が起こってきた時は、我々にどうしても憲法というものの適用、第9条の適用ということを申して之を留保しなければならぬと思う<sup>11)</sup>」と答弁している。本来、憲法第9条と国連憲章とは異なる安全保障の論理を有しているはずが、この矛盾はそこまで深刻には自覚されていなかった。つまり、憲法第9条における安全保障は、国連の安全保障システムと不可分なものとして理解されていたきらいがある。それはそう理解される必然性があったからである。

ポツダム宣言によって課せられた義務の履行こそ日本が国際社会に復帰するための必須条件であった。では、ポツダム宣言の履行はどのように理解されていたのか。外務省の大野総務局総務課長は、ポツダム宣言に基づいた平和国家創造について、「徹底シタ武力放棄、完全ナ民主主義化、最高ノ道義精神ノ把持ニ依リ世界ニ魅ケテ平和国家ノ典拠ヲ創リ出シ錯綜シタ国際的利害関係ニ超然トシテ国際正義ヲ高く揚ゲ第三次世界戦争ノ勃発ヲ防止シ人類ノ進歩ニ貢献セントスル点<sup>不明不明不明</sup>日本ノ革命ノ世界史的意義ヲ見出サネバ<sup>不明不明不明不明</sup>之ガ又新日本ノ国是」であると述べている<sup>12)</sup>。日本国内の民主化、平和国家の建設、日本の安全保障の確保といった現実的要請を実行するための基本は「国際的依存」に求められていた<sup>13)</sup>。第二次世界大戦後の国際社会では、主権国家関係はより緊密化し相互依存的になっているという認識のもとで、松野総務局総務課長は、憲法第9条の戦争放棄は国連加盟の障害にはならないと考えていた。より非武装の平和国家を徹底するために永世中立国化と国連による安全保障によって日本の安全保障を確保する構想を持っていた。国連加盟を達成することは平和国家を創造する日本にとって最重要課題であった。松野総務局総務課長は原子爆弾の出現が国際社会の相互依存性を深化させ、「国際連合ハ多数決主義ノ採用ト国際軍隊ノ創設トニ依リ国際連盟ノ自由主義的基調ヲ克服シ国際民主主義ノ原則ヲ体现シタ。斯クテ国家ノ絶対主権ハ否定サレカケテ居ルトスラ云ヘル。世界政府ノ出現ヲ要望スル声モ此処カラ出テ来ル<sup>14)</sup>」として、国連の集団安全保障体制のなかで主権制限が進めば、世界連邦政府が実現すると考えていた。原子爆弾の投下をもたらした世界史的な革命によって生まれた国連の集団安全保障体制には、世界連邦政府という「一つの世界」への希求が包含されていたのである。この世界政府構想から日本の安全保障政策が考えられていたゆえに、憲法第9条と国連憲章の矛盾は顕在化しなかったのである。このような「一つの世界」=世界連邦政府の希求を生み出したのが第二次世界大戦であり、広島、長崎への原子爆弾の投下であった。核戦争を意味する第三次世界大戦の防止こそが国連創設の目的であるように、国家主権の一部委譲によって世界を統合する必要があった。世界統合の一環として、平

和国家創造とその延長戦上に日本の国連加盟があったのである。このような文脈から、憲法第9条の非武装非戦の理念は国連の安全保障のなかで位置づけられていた。憲法制定議会では、のちに憲法調査会の会長を務める法学者の高柳賢三は次のように述べていた。

斯くして武装せる主権国家から成る国際社会と云ふものは、如何なる平和維持を目的とした国際条約に拘らず、絶えず爆発の危険を内包して居るのであります、今次大戦の結果と致しまして、原子爆弾が発見され、科学の進歩に依つて更にそれは完成されることとございませう、将来の世界戦争は或民族の殲滅のみでなく、人類其のものの殲滅に導くのではないか、従来の主権国家の観念を捨てて世界連邦を作らなければならぬ時期に人類は到達して居るのではないか、(中略)世界連邦の形に於ける世界国家が成立すれば、各国は改正案第九条の想定して居る武装なき国家となるのであります、世界に生起する総ての国際紛争は武力を背景とせず、理性に依つて解決されることになる、武力は世界警察力として、人類理性の僕としてのみ存在が許される、改正案第九条は斯かる世界連邦を前提としてのみ合理的であります、所謂国際連合は現在斯かる世界連邦建設への萌芽を包蔵して居ります、それがどう云ふ風に発展、展開して行くか、或は展開せしむべきか、是は将来の問題とございませう、併し改正案第九条を採択する以上、速かに之への参加を要請する方針を以て一面武装なき日本国民の安全を確保し、他面世界連邦建設に努力することが必要不可欠であると思ひます<sup>15)</sup>。

このように憲法第9条を、世界連邦政府論のなかで評価する枠組みは、帝国憲法の改正事業でも前提にされていたのである。この憲法第9条を世界に先駆けて、国連の先にある世界連邦政府の布石とみる解釈が後に第9条改憲論を否定する論拠にもなっていた。憲法第9条の非武装平和主義の理念に立脚した日本の安全保障政策構想の構築には、国連加盟が不可欠であった。そこで、日本は積極的な国際協調主義を全面的に展開することになる。これまで永世中立国という選択肢を確保していた外務省は、国連加盟をより重視する立場から、永世中立国構想の否定へと転回したのである。

外務省の「平和条約問題研究幹事会」の研究作業の過程でまとめられた下田武三条約局一課長の「国際連合への参加問題の研究」(1946年4月15日)は、独立回復後の日本は、軍備を剥奪されて自国だけで自らの安全保障を確保できない状態のなかで、「国際協調主義」をとるほか日本外交にとって選択肢はないと結論づけていた<sup>16)</sup>。この下田の見解に基づいて、条約局は「国際連合参加問題」を作成している<sup>17)</sup>。この文書では、「国際協調主義」の立場から国連憲章第52条に触れて、地域的集団安全保障への日本の積極的な関与を唱えて、国連加盟と永世中立国化は相容れないとしている。当初考えられていた日本の永世中立国化は明確に否定されたのである。1947年6月の「安全保障問題に関する意見」では、「国際連合のみでは、安全の保障は充分とはいえない」として、「憲章第五十二条に規定されている地域的保障機関が設けられることを希望する。即ち日本を含めた西部太平洋の諸国が地域的集団保障の制度を作りこれによつてこの地域の平和と安全を維持せんとするものである」と<sup>18)</sup>、日本国憲法下の日本の安全保障を国連の集団安全保障を基本に、過渡的補完的安全保障である地域的集団安全保障に依存しながら確保するという構想が明確に打ち出された。世界連邦政府的な国連観を持ちつつも、現実在即した安全保障として、国連憲章第52条の地域的取極として日米安保条約が締結されることになる。日本政府は、アメリカとの平和条約・安保条約の準備過程でも、世界連邦政府的な構想を背景とする国連中心主義の文脈で日米の地域的防衛協力のあり方を検討していたのである。

## II 日米安保体制と集団的自衛権の憲法解釈

日本の安全保障政策構想が国連の安全保障からアメリカの安全保障へと変遷する過程はすでに明らかになっており<sup>19)</sup>、本論考では再度その過程を後追いつもりはない。冷戦構造の成立という国際情勢の変化が日本政府をして国連の安全保障よりもアメリカとの二国間関係による安全保障へと転換させる契機となったことは間違いないにしても、改めて問わなければならないのは、国連の安全保障システムが日米の地域的安全保障システムと対立していたのかということである。このことを、朝鮮戦争勃発から平和条約・安保締結、MSA条約締結に至るまでの自衛権をめぐる憲法論議を中心にみていくことで検討したい。

朝鮮戦争勃発における自衛隊の海外派兵の問題は、前述した世界連邦政府的構想を背景とした国連中心主義のもとで、アメリカとの共同防衛によって日本の安全保障を確保する枠組みが全面に出る契機であった。朝鮮戦争は、国連の非加盟国でも国連の保護を受けられることを明らかにした出来事であった。また、アメリカを中心とした国連軍が朝鮮半島で戦線を維持するには、日本の基地が必要になる点を勘案すれば、東アジアにおける日本の戦略的価値が高まるはずであった。東アジアにおけるアメリカの軍事的プレゼンスを維持するには、アメリカは日本全土に米軍を駐留させる必要性があったのである。朝鮮戦争は日本にとって平和条約・安保条約の交渉を有利に進めるバーゲニング・カードとなるはずであった。当初、日本側は国連による安全保障を軸にして日米の安全保障を構想していた。安保条約案策定に関わった西村熊雄条約局長は、国連憲章に基づいて日米間の安全保障協定を取り結ぶことではじめて憲法問題をクリアできると考えていた<sup>20)</sup>。先行研究で明らかになっているように、日本側はアメリカとの交渉過程で、国連の集団安全保障の枠組みのなかに日米の共同防衛を位置づけようと試みた。しかし、吉田茂は冷戦構造で不確実な国連の集団安全保障に頼るよりも、より確実なアメリカを中心とした安全保障を選んだのである<sup>21)</sup>。

朝鮮戦争は外務省の国際協調主義路線を全面開化させる契機でもあった。朝鮮戦争勃発時の外務省の立場を端的に表しているのは、1950年8月のパンフレット「朝鮮の動乱とわれらの立場」である。このパンフレットでは、国際世界が「民主主義世界」と「共産主義世界」といった「二つの世界」に分裂したという認識のもとで、「基本的人権の尊重を基盤とする民主主義的な世界は、地上のすべての国で国民の意思が自由に表明される体制が整えられるならば、世界の平和は必ず達成されると確信している。それは各国内における不合理は民主的な議会を通じる平和的方法で調整されるべく、国家間の対立は外交交渉や国際連合を通じて平和的に解決されることを理想とするものである。これに反して、共産主義的な世界は、そうした民主主義的な考え方を全面的に否定する。階級闘争の見地に立つ共産主義は全世界の共産化が実現するまでは平和はもたらされないと主張する。国際連合についても、とうてい世界の平和を維持するに役立たないと考えるだけでなく、それは世界の共産化を妨害するものとさえ解するのである<sup>22)</sup>」として、共産主義勢力が国際連合の安全保障を否定し、国際社会に「戦争の脅威」をもたらす存在であるととらえられている。つまり、「かくてわれわれの進むべき道は二つに一つしかない。すなわちわが国における民主主義の達成をあきらめて、共産主義世界に屈服するか、あるいはできるかぎりの協力を国際連合に致すことによって、その安全保障のもとに平和的な民主日本を建設するか、このいずれかである<sup>23)</sup>」というように、朝鮮戦争は、国際連合として「民主主義世界」が一つに統合された決定的契機とみなされていた。当然の如く、このパンフレットは日本が「民主主義世界」の一員であることを明確に表明するものであ

る。日本の防衛を国連の集団安全保障システムに任せることが、「民主主義世界」に積極的に関与することであった。朝鮮戦争は、国連への軍事的貢献の懸念をもたらしたが、政府は一貫して自衛隊の海外派兵を否定していた。

吉田茂は、朝鮮戦争における日本の対応について、「私は、いわゆる国際連合の平和政策に協力すると申すか、同意をする、あるいはこれに対して協力するということは申したが、戦争に介入することは断じて申しておりません<sup>24)</sup>」と、国連への積極的貢献を打ち出しながらも、国連の集団安全保障措置に自衛隊が参加することには否定的であった。また、アメリカの一部の政治家が提案してきた日本人の義勇兵の朝鮮半島派遣に関しても、吉田は、「日本が再軍備であるとか、あるいはまた再び世界の平和を脅かしはしないかという疑惑が、日本の対日講和、早期講和の成立を妨げておる原因であると考えます。少くとも一つの原因ではないかと思えます。従つて義勇兵のごときことを政府自身が賛成する、あるいは同意を表すということは、私は政治的に考えてみてよろしくないことと考えますから、私は義勇兵の問題が起つた場合には許さない、許したくない考えであります<sup>25)</sup>」として、明確に否定している。国際社会への復帰のためには、憲法第9条の徹底と国際連合軍への協力を同時に行わなければならなかった。そのため国際連合軍への協力を問い詰められた吉田は「精神的に協力」するとしか答弁していない。ポツダム宣言を誠実に履行することこそが国際連合に加入するための必要条件であったが、朝鮮戦争を機に国際協調主義を全面に展開した日本政府にとって、国際連合軍への協力が国際社会復帰のための十分条件として認識されていたのである。

52年に発効した平和条約・安保条約では、日本側はアメリカに国連決議に基づいた米軍駐留か、または米軍駐留が国連憲章第51条の集団自衛の関係に立っていることを安保条約に条文化するよう求めたが<sup>26)</sup>、アメリカは1948年に上院で成立したヴァンデンバーグ決議を持ち出して、日本側の要求を拒絶した。自衛力のない日本は相互防衛義務を果たせない、だから日本とは集団自衛の関係は結べないというアメリカの論理を日本側は崩せず、実際の、安保条約では日米の防衛協力は国連憲章第51条を介さない、特殊な関係となった<sup>27)</sup>。それでも安保条約は、国連の安全保障体制が本格的に確立されるまでの暫定的な措置と考えられていた<sup>28)</sup>。しかし、安保条約締結が再軍備化の契機となったことは否定できない。安保条約を具体化するために日本はMSA条約を受け入れざるを得なくなり、再軍備の義務を負うことになったのである。そこで再び自衛隊の海外派遣問題が浮上した。吉田内閣においてMSA協定と防衛二法案（自衛隊法及び防衛庁設置法）が審議される過程で、自衛隊の海外派兵に関する政府の憲法解釈が表明された。佐藤達夫法制局長官は、「何分憲法第九条の第二項においては、交戦権を否定されておるわけでありますから、普通の常識で言われておる海外派兵というものは、憲法の建前からいつて不可能であろうと考えておるわけであります<sup>29)</sup>」と述べている。この佐藤法制局長官の答弁の翌日にあたる54年6月2日の参議院本会議で、「自衛隊の海外出動をなさざることに関する決議」が採択される。防衛二法案を可決するためには、自衛隊の海外派兵に一定の制約をつける必要があった。MSA協定によって自衛隊の海外出動が要請されるのではないかという懸念が国内に根強く存在したからだ。日本政府は、この懸念を払拭するために、自衛権に関する政府見解を提示する必要に迫られたのである。こうした状況のなかで、下田武三外務省条約局長は、次のように集団的自衛権の行使は憲法上認められないことを明言していた。

平和条約でも、日本国の集団的、個別的の固有の自衛権というものは認められておるわけですが、しかし日本憲法からの観点から申しますと、憲法が否認してないと解すべきもの

は、既存の国際法上一般に認められた固有の自衛権、つまり自分の国が攻撃された場合の自衛権であると解すべきであると思うのであります。集団的自衛権、これは換言すれば、共同防衛または相互安全保障条約、あるいは同盟条約ということでありまして、つまり自分の国が攻撃されもしないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動するということが、一般の国際法からはただちに出て来る権利ではございません。それぞれの同盟条約なり共同防衛条約なり、特別の条約があつて、初めて条約上の権利として生れて来る権利でございます。ところがそういう特別な権利を生ますための条約を、日本の現憲法下で締結されるかどうかということは、先ほどお答え申し上げましたようにできないのでありますから、結局憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない、そういうように存じております<sup>30)</sup>。

要するに、集団的自衛権は個別的自衛権とは異なり、国際法上、先天的に国家に認められた自然権ではなく、特別な共同防衛条約が締結されないと生成しない権利であった。下田条約局長は、憲法第9条の制約から特別な共同防衛の条約を結ぶことはできないと断定していた。MSA条約締結で議論された自衛隊の海外派遣問題で、政府は集団的自衛権の行使の解禁は、憲法改正を経ずには不可能であるという見解を明確にしたのである。

このような集団的自衛権の行使を憲法上不可能とする政府見解のもとで、政府は潜在的自主防衛力の整備に乗り出していた。周知のように、1954年のMSA協定の履行の延長線上に、改進黨の中曾根康弘の緊急上程で成立したのが原子力予算であった。MSA協定を締結することで、日本政府はアメリカからの経済的援助を期待していたが、この協定によってアメリカの再軍備要求が条約上の義務となってしまった。しかし、次章でも述べるが、再軍備は、兵力の数量的増強ではなく、装備の近代化へと収斂していった。日本の自主防衛力は日米安保体制の補完的戦力として捉えられたのである。日本がアメリカと日米原子力協定を結んでアメリカの支援のもとで原子力開発にむかったのは、安保が破棄された非常事態に対処できる自主防衛力として核武装の潜在能力の擁立が必要であったからである。従前の研究でも明らかであるように、日本がいち早くIAEA保障措置適用国となった意図は、IAEA経由で天然ウランを入手することで、原子力技術の供給国が受領国の原子力事業を一方的に支配するのを防ぎ、受領国の国家主権の自立性を堅持することにあつた<sup>31)</sup>。日本は原子力開発に関しては、国連を通じてマルチな外交を展開し、アメリカへの過度の依存を避けてきた。プルトニウム民事利用に関しては、日本は日米関係よりも日欧関係のほうを重視した。たとえば、高速増殖炉では国内自主開発路線に限定されてきた原子力外交に対して、再処理事業の分野ではフランスからの技術導入を積極的に行い、国内工場を建設し、再処理サービスを英仏両国に委託してきた<sup>32)</sup>。このように原子力の民事利用を推進することで、核の潜在保有化が試みられたのである。日本は安全保障システムの構築のために、日米関係という二国間関係を越えて、国連外交を通じた多国間関係を築いてきたのである。これが日米安保体制の不完全性を効果的に埋める潜在的自主防衛力であった。この潜在的自主防衛力は、アメリカから経済的援助ないし安全保障関係の強化を引き出すためのバーゲニング・カードともなった。なぜなら、潜在的核保有＝潜在的自主防衛力の完備は、アメリカの核の傘がなくなれば、日本が核武装を宣言する可能性を絶えずアメリカに付度させるからである。

### Ⅲ 世界連邦政府的安全保障と潜在的自主防衛力の形成

吉田政権から鳩山一郎政権、そして、岸信介政権へと自主憲法・自主防衛派を中心とした政権ができて集团的自衛権に関する従来の政府見解は堅持されていた。鳩山内閣は、国連加盟の最大の障壁となっていたソ連と国交を回復することで、国連加盟を成就しようとしたが、日ソ国交回復宣言の締結のまえに、ソ連の態度はすでに軟化していた。ソ連代表は、1955年12月1日の国連での演説でカナダに対して賛成を表明し、日本の国連加盟は最終段階にきていた。しかし、アメリカがカナダの18カ国一括加盟案のなかに外蒙が含まれていることを事由に反対し、その意向を汲んで中国国民政府が拒否権を行使したために、日本の国連加盟は叶わなかった。国連加盟がアメリカの意向で頓挫したことを知った日本は、国連加盟問題では対米依存から脱却しなくてはならなかった<sup>33)</sup>。外務省は、国連の原則を日本外交の原則と完全に合致するとして、「民主主義世界」と「共産主義世界」に分裂した「二つの世界」の架け橋となることを国連加盟の目的として、高々に国連中心主義を掲げたのである。この外務省の方針がかの有名な日本国憲法の前文に掲げる国際協調主義と国連憲章の目的が完全に合致していることを強調したうえで、日本が「東西の架け橋」になることを宣言した重光葵外相の国連加盟受諾演説につながるのである<sup>34)</sup>。国連加盟間近の56年10月30日の外務省の文書「国連加盟の意義について」では、「かくの如く、国連は第二次大戦の連合軍が創設したものであるが、その憲章の目的と原則はすべての国にとつての最高の指針であるから、わが国も憲章第二条の義務を毅然として受諾し、その他憲章の目的と原則を、国の歩みの最高の指針としているのである<sup>35)</sup>」として、国連加盟後に日本が積極的な国際協力を行うことが示唆されていた。

国連加盟後に、岸信介内閣において日本の外交三原則として「国際連合中心主義」「自由主義諸国との協調」「アジアの一員」が確立した。岸内閣が国連中心主義を標榜したことで、国連の活動をめぐって自衛隊の海外派兵の問題、かねては集团的自衛権の問題が再熱した。1958年3月27日の参議院予算委員会で、国連軍に対する協力を問われた岸信介は、「日本のこの外交の方針といたしましても、国連憲章の趣旨にのっとり、忠実なそのメンバーとしての国際的の義務は果していかなきゃならぬと思います。ただ、この国連警察軍といいますが、あるいは国連軍、いろいろな目的で国連において海外に派兵するような場合がござりますが、これに対しては、具体的に日本みずからが自衛隊を出して協力するということは、憲法の上から申しましても、自衛隊の本質から申しましても、これは私は許せないことだと思っております<sup>36)</sup>」と答弁している。岸信介は、国連に対する日本の協力の一環としての自衛隊の海外派兵を否定していたのである。また、1958年3月28日の衆議院内閣委員会において、岸信介は「これは自衛隊法の趣旨及び自衛隊の任務からいまして、私は日本の自衛隊が外国の領土に行つて、そこで戦闘行為をするということはその本旨でないと思います。従つて、それで一体日本の防衛が安全でありかどうかという問題が当然提起されると思いますが、共同防衛で、日本のできないことはアメリカの軍隊によって日本の安全を保障するというのが、安全保障条約の趣旨であらうと思います<sup>37)</sup>」と述べている。このように、岸内閣は国連中心主義を標榜してもなお基本は、吉田政権の憲法解釈を堅持していたのである。

鳩山内閣から岸内閣まで防衛予算はほとんど増えていなかった。岸内閣で「国防の基本方針」ならびに「第一次防衛力整備計画」が策定された<sup>38)</sup>。57年に決まった「第一次防衛力装備計画」は、58年から60年までの計画である。61年からはじまる「第二次防衛力装備計画」は60年度中に作成しなくてはならなかった。この新たな計画は赤城宗徳防衛省庁長官のもとで構想された。その基本

的性格は、日米安保が機能しなかった場合を想定した日本の自主防衛力の増強にあった。赤城構想は統合幕僚会議を中心にして陸海空の各幕僚監部が策定したもので、制服組の意向を汲んだものであった。この赤城構想は正式には決定されなかった。この赤城構想を握りつぶしたのが海原治である。海原治は、戦前の内務官僚で、戦後は防衛庁の早創期から中枢にいた内局官僚である。防衛庁防衛審議官、防衛庁防衛局長、防衛庁長官官房長を務め、「海原天皇」と呼ばれるほど防衛庁内で多大な影響力を有していた。赤城構想をめぐる対立は海原を中心とした内局官僚と制服組との権力闘争という側面を持っていた。結局、海原を中心とした内局官僚は赤城構想を撤回させ、防衛計画を策定する権限を独占することになる。制服組に対する内局官僚の優位性は盤石なものとなった。

海原は、徹頭徹尾、日本の安全保障を米軍の存在によって確保する日米安保中心主義の立場にたっていた<sup>39)</sup>。海原は専守防衛に関しても自衛隊の能力をほとんど信用していなかった。自主防衛力は海原にとって同盟国アメリカ、そして国連の援軍が駆けつけるまでの時間稼ぎの戦力を意味していた。当面は、アメリカに日本の安全保障を丸投げするしかないと考えていた。海原の対米従属的な姿勢は、アメリカの意志を忖度したものではなかった。一方、赤城構想は、自主防衛力を増強して集団安全保障体制のなかで応分の軍事的負担を請け負うことで、アメリカに協力しようとするものであった。赤城構想にみられる自主防衛論は、同時に対米協力論という側面を持っていた。他方、海原は、専守防衛に必要な内航護衛や港湾防備、掃海を行うだけの能力すらない自衛隊の現状を考えれば、対米関係上の配慮は防衛力整備計画から排除すべきとしていた。このような問題意識から海原は、アメリカに軍事面では徹底的に依存する日米安保中心主義に基づいて新たな「第二次防衛力整備計画」を作成したのである。赤城構想と二次防の共通性は、装備近代化にあった。できたばかりの航空自衛隊では平時の運用でもアメリカに依存しなくてはならなかった。防空体制の整備が課題となっていた。アメリカ側も日本の防空体制の整備に関心があった。57年にソ連がアメリカに先んじて人工衛星の打ち上げを成功させたことは、全世界に衝撃をあたえた。スプートニク・ショックの衝撃は日本の防衛政策に対するアメリカの姿勢を変更させた。アメリカは日本から要請されていた兵器技術の供与、なかでも対空誘導ミサイル導入を日本国内の秘密保護法令の不備を理由に拒んできた。しかし、スプートニク・ショックでアメリカの科学技術に対する信頼を回復するために、日本への対空誘導ミサイルの導入を行った。また、ケネディ政権では、自国の国際収支を改善するために自国製兵器を日本に売却する必要があった<sup>40)</sup>。こうして日本の再軍備は装備の近代化に帰結したのである。

対米協力としての自主防衛力の増強をめざした赤城構想と、海原が示した国内経済と現実の自衛隊の能力に即した対米依存的な日本防衛路線の交叉点こそが自衛隊の装備近代化であった。日米安保体制の枠組みのなかでの自主防衛力＝装備近代化の極点にあったのが原発開発を通じた潜在的自主防衛力＝潜在的核保有の整備であったといえよう。日米安保体制が機能しない非常時の手段として、潜在的核保有による安全保障を意図していたにせよ、ここまで軍事面で露骨なまでの日米安保中心主義を徹底できたのは、もう一つの外交原則であった国連中心主義に世界連邦政府的な志向性が内包されていたからである。

1958年3月28日の衆議院内閣委員会で、林修三法制局長官は、自衛隊の国連軍への協力について次のように述べていた。

ただいまのは機能的な問題から申した次第でございますが、組織の面から申しましても、いわゆる国連の安保理事会の決議あるいはそれにかわるべき総会の決議、そういうものによって各

国が共同して派遣する場合もございます。これはたしか中共に関するものはそうであります。それから国連が自分の固有の軍隊として各国から兵力の提供を受けて一つの軍隊を組織して派遣するという場合もありましょう。いろいろな場合があると思います。一口に国連警察軍という名称でこれらを包括して、憲法九条について唯一の結論しか出せないというものじゃないと思います。憲法九条では自衛権は認める、日本に外部からの侵略あるいは間接侵略があった場合にこれを防ぐということを認めておるわけでありまして、それ以外について日本が主権国家として武力を行使する、戦争することは認めておりません。従いまして警察軍という名前をとるといたしましても、ただいま申しましたような憲法の趣旨に反するものは私どもとしては参加できないと思います。しかしたとえば、これは理論的な問題であります、全く武力の行使と関係のない警察行動的のものが有り得た場合に、それは憲法九条と直接関連しない面があるのじゃないか、こういうことも理論的には考えられます。そういう点についてはなお研究を要すると思っております<sup>41)</sup>。

林法制局長官は、あくまでも主権国家としての武力行使が憲法上禁じられているとしながらも、武力行使と関係のない国連の警察的行動に関しては留保をつけている。林法制局長官がわざわざ「主権国家として武力を行使」と強調したのは、「主権国家」ではない武力行使を想定していたからである。想定されていたのは世界連邦政府としての武力行使にはかならない。国連の先にある世界連邦政府＝「一つの世界」では、憲法第9条の解釈は大きく変わるからである。この林法制局長官の解釈は、国連の理想的形態が国際社会で実現した場合に自衛隊の国連軍参加の余地を残すものであった<sup>42)</sup>。日本政府は、国連という存在を将来の理想状態である世界連邦政府に至る過程のなかで把握していた。このような世界連邦政府を内包する国連中心主義の文脈のなかで、日米安保と憲法第9条の非武装平和主義は統一的に把握されていた。つまり、国連の安全保障を補完する地域的安全保障としての日米安保体制と、国連が内包する世界連邦政府を体現した理念として憲法第9条（主権国家としての武力行使の止揚）は解されていたのである。だからこそ、国連の理想形態＝世界連邦政府が実現されるためにも憲法第9条の非武装平和主義は破棄されるものではなかった。その憲法第9条の非武装平和主義堅持は対米従属と表裏一体であった。なぜなら、国連を中心とした集団安全保障が実質化し、世界連邦政府が確立するまでは、国連のサブシステムとして把握された日米安保体制に依存するのは当然のことであったからである。

日本の安全保障を日米安保によって守りながらも、国連中心主義によって対米自立を指向する論理は、戦前から国際連盟中心主義を唱えていた国際法学者の横田喜三郎に代表される論であった<sup>43)</sup>。横田は、核エネルギーが東西冷戦という二つの世界を世界連邦政府へと止揚する媒介項となると考えていた。戦争の発生要因を国家主権の存在自体に求める横田にとって、国連の集団安全保障の先にある世界連邦政府創設による世界主権の確立こそが、核戦争＝第三次世界大戦を抑制する唯一の解法であった<sup>44)</sup>。世界連邦運動の起点となっていたのは核戦争に対する恐怖であった。

世界連邦政府運動それ自体は、長崎、広島原爆投下後、1946年10月にルクセンブルクに各国の世界連邦政府運動団体が代表を送り、「世界連邦政府のための世界運動」と称する協会を設けて、本部をジュネーブにおいて始動した<sup>45)</sup>。日本では、1948年8月に「世界連邦建設同盟」が発足し、初代会長に尾崎行雄が就いた。その後、56年に「世界連邦政府のための世界運動」は「世界連邦主義者世界協会」(WAWF)に改称し、日本の「世界連邦建設同盟」も世界協会に加入した。世界協会などが世界各国で展開する世界連邦政府運動は、核戦争＝第三次世界大戦を予防する行動であったが、

その具体的な課題としては世界法の制定、国連改革にあった。世界連邦運動協会の第5代目会長に物理学者で原子力委員会の初代委員である湯川秀樹が就任していたように、世界連邦政府の創設は、核戦争の防止と原子力の平和利用は一体であった<sup>46)</sup>。世界連邦政府運動に関しては紙幅の都合上、論及できないが、世界連邦運動は、核の国際管理を実現し、原子力の平和利用のための国際協力体制の構築によって二つの世界を統合する試みであるといえる。世界協会は世界法創設のための国連憲章の改正を提起していた。そこには、軍備撤廃を強制する規定、核兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃止とすべての原子力資源を国連監督下におくこと、国連査察機関、国際裁判所、世界衡平裁判所、世界立法府の創設などが提言されていた<sup>47)</sup>。

このような世界連邦運動に対して、岸信介総理も政府として支持する姿勢をみせていた。岸は世界連邦の実現のためには、国連憲章の改正が不可欠であるという認識を示し、政府もそのような方針で努力すると明言している<sup>48)</sup>。日本政府は、国連中心主義を掲げるかぎり、世界連邦政府の実現に関与しなければならなかった。このような世界連邦政府への志向性を有した国連中心主義が日米安保容認論の根拠となっていた。横田は、60年安保改定を国連中心主義の立場から肯定的に評価していた。

安保改定のまえに開かれた座談会「安保条約・行政協定の改廃をめぐって」において、横田は、安保改定の条件について、再軍備を避けること、双務条約にする点から自衛隊の海外派兵を行うことは避けること、そして一応自衛力をつけることを根本条件として、この範囲内で安保の改定を行うべきと述べている<sup>49)</sup>。また、安保改定後には横田は、国連憲章の精神に従ったものであるとして、新安保を高く評価していた<sup>50)</sup>。横田が新安保を肯定したのは、それが国連憲章の枠内で、その不完全な部分を米軍駐留によって補うという旧安保の枠組みから出るものではないと判断していたからである。他方で横田は一貫して国連への協力としての海外派兵には理解を示していた。横田がアメリカとの軍事協力では海外派兵に反対していたのは、それがいわゆる主権国家としての武力行使にあたるからであった。この横田のような議論は、先にみた政府の見解に近いものである。ちなみに安保改定まえの座談会に参加していた当時、法制局次長の高辻正巳も、自衛隊の海外派兵は憲法第9条が想定する自衛の次元を逸脱するものであるとしながらも、集団的安全保障機構のような国家主権の上位にある国際団体における武力行使は警察行動に当たるため、それに武力を提供ないし使用を任せることは、憲法第9条の精神に反しないと述べている<sup>51)</sup>。政府は国連における集団安全保障措置の次元と主権国家の自衛権の次元を峻別し、後者に関しては抑制的な姿勢を示しながら、前者に関しては国連の理想形態＝世界連邦政府が実現するまでの過渡的段階として捉えて一定の貢献をしようとしていた。

政府が担保しようとした未然の自衛権こそ、世界連邦政府のもとでの武力行使であった。世界連邦政府の要請の契機は第二次世界大戦の原子爆弾の使用であった。そのため世界連邦政府創設の目的は、軍備撤廃、そして核兵器の廃絶にあった。しかし、他方で原子力の平和利用を強力に進める国際的な体制が構築されたように、核兵器の廃絶とは、核そのものの廃絶を意味してはなかった。つまり、核兵器の廃絶が世界各国の共通認識となりながらも、他方で、核エネルギーを商業目的に利用することは否定されてはいなかった。核兵器の廃絶を促進する原理が原子力の平和利用ならば、国連の枠組みのなかで原子力開発体制をつくることは、世界各国の潜在的核保有国化を進めることでもあった。だからこそ、原子力開発で増え続けるプルトニウムが軍事目的に転用されないためにも、原子力の国際管理として国連の機能強化、その理想型として世界連邦政府の創設が求められたので

はないだろうか。国際的な原子力開発利用体制の構築で、各国が潜在的核保有国となることを見越していたからこそ、核武装化する国家主権（意思）それ自体を破棄する構想として、世界連邦政府による国家統制が考えられたといえよう。言い換えれば、原子力の商業利用が世界統合＝世界連邦政府への運動の推進力となっていたといえる<sup>52)</sup>。アメリカが核拡散防止政策を推進したのも各国の潜在的核保有化を最小限度に留めようとしたからにほかならない。このような原子力開発をめぐる国際協調のなかで、日本は潜在的自主防衛力を擁立したのである。日本が原子力開発に関しては、国連外交を通じたマルチな外交を展開できたのも国連＝世界連邦政府という「一つの世界」が（理念として、運動として）存在したからであろう。

## おわりに

戦後日本は敗戦＝ポツダム宣言受諾を経て、国際社会のなかで自己自身を制限し、創造していく主権国家へと転生を遂げた。第二次世界大戦が「正義の戦争」として行われたように、戦後国際秩序を再統合する原理は正義ではありえなかった。もはや第三次世界大戦＝核戦争を防止するという「世界平和」そのものによってしか国際社会を一つに統合することはできなかったのである<sup>53)</sup>。東西の冷戦が全面戦争に発展しなかったのは、資本主義と社会主義といった国家体制を越えた現実的要請として「世界平和」の確保と維持が定言命法として成立していたからではないか。とりわけ日本において「世界平和」のための非武装平和主義が国是となっていたのも、戦後の主権国家の形成がポツダム宣言の履行＝平和国家創造として行われたからであった。それは自己を遙かに超えた国際秩序のなかで自己を律していこうとする主権の積極的な自己創造であった。国際法という外部に帰順することを通じて、対内的主権を維持安定させるなかで定位されたのが世界連邦政府的な国連中心主義であったといえよう。

そして、この世界連邦政府への志向性が国連中心主義、憲法第9条の非武装平和主義、日米安保体制を有機的に接合させていたのである。ある時点まで日本の安全保障をアメリカに委ねることと、国連の集団安全保障体制のなかでの主権制限は相反するものではなかった。非武装平和主義の堅持＝平和国家創造はポツダム宣言の履行義務であり、安保は国連の安全保障の補完的措置として把握されていたからである。極論すれば、日本は対米従属を通じて国連を中心とした戦後国際秩序そのものに従属したといえる。現在まで必要最小限度の自衛力論や集団的自衛権の行使を憲法上不可能とする政府見解が堅持されてきたように、非武装平和主義の標榜は、国連憲章に示された「善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持する」ことを決意した国際世界の共同意思に誠実に従うことであった。だからこそ、アメリカや国連の安全保障システムに日本の安全保障を丸投げすることは、主権国家の独立を侵犯するものではなく、むしろ平和国家として戦後国際秩序の形成に寄与することと認識されていたのである。そこで、改めて、戦後の平和国家を創出した第二次世界大戦の世界史的意味が問われよう。特に本稿との関連で、大戦後の国際秩序転換の意味を問う必要があるが、このことについては今後の検討課題としたい。

## 注

- 1) 戦後の国際協調主義を戦前の国際連盟中心主義から捉えた研究として、顛原善徳「日本国憲法と国民主

- 権」(『日本史の方法』第4号、2006年6月)、同「戦前日本における国際連盟中心主義と日本国憲法」(『日本史の方法』第6号、2007年9月)、佐藤太久磨「『大東亜国際法(学)』の構想力」(『ヒストリア』第233号、2012年8月)がある。
- 2) 大嶽秀夫『戦後日本防衛問題資料集』第1巻(三一書房、1991年)203-204頁。
  - 3) 国連中心主義の文脈で第9条の非武装平和主義を評価する議論のなかで第9条改憲が否定されていたことについては、拙稿「憲法『全面改正』運動と戦後政治の形成」(『日本史研究』第607号、2013年3月)が詳しい。
  - 4) 憲法調査会における改憲論議では、国連への協力、世界連邦の創設という点から第9条改憲が主張されていた(『憲法調査会第一部会第七回会議議事録』(1962年4月)7頁)。
  - 5) 主なものとして、井上寿一「国連と戦後日本外交」(『年報近代日本研究 16 戦後外交の形成』山川出版社、1994年)、星野俊也「日本の国連外交と日米関係」(草野厚・梅本哲也編『現代日本外交の分析』東京出版会、1995年)、豊下楯彦『安保条約の成立—吉田外交と天皇外交』(岩波新書、1996年)、西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』中央文庫、1999年)、阪口規純博士論文『国連の集団安全保障と日本』(2000年)などがある。
  - 6) 「平和条約問題研究幹事会第1次研究報告」(1946年5月)、外務省記録B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第1巻、0188-0189頁。
  - 7) 同上、0193-0194頁。
  - 8) 第90回衆議院帝国憲法改正案委員会議事録第5号(1946年7月4日)2頁。
  - 9) 第90回衆議院帝国憲法改正案委員会議事録第9号(1946年7月9日)21頁。
  - 10) 前掲「平和条約問題研究幹事会第1次研究報告」(1946年5月)、外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第1巻、0192頁。
  - 11) 第90回貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事録第12号(1946年9月13日)26頁。
  - 12) 大野総務局総務課長「新日本ノ国是ト国際連合加入問題私見(未定稿)」(1946年4月26日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0014、0003頁。
  - 13) 同上、0005頁。
  - 14) 同上、0007頁。
  - 15) 第90回貴族院本会議議事録第23号(1946年8月26日)7頁。
  - 16) 条約局条約課「国際連合参加問題」(1946年9月)、外務省記録マイクロフィルム、B'0010、対日講和に関する本邦の準備対策関係第1巻。下田武三条約局一課長「国際連合ヘノ参加問題ノ研究」(1946年4月15日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0010、対日講和に関する本邦の準備研究関係第1巻、0044-0045頁。
  - 17) 条約局条約課「国際連合参加問題」(1946年9月)、外務省記録マイクロフィルム、B'0010、対日講和に関する本邦の準備対策関係第1巻。
  - 18) 「安全保障問題に関する意見」(1947年6月12日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第2巻、0171頁。
  - 19) 豊下楯彦前掲『安保条約の成立—吉田外交と天皇外交』、西村熊雄前掲『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』、坂元一哉『日米同盟の絆—安保条約と相互性の模索』(有斐閣、2000年)。
  - 20) 外務省条約局法規課「平和条約の締結に関する調書Ⅲ・1950年9月～1951年1月準備作業」(1966年12月、『堂場肇文書』平和・安全保障研究所所蔵)129頁。
  - 21) アメリカに日本の安全保障を託すことを強く求めていた昭和天皇の意向が「臣茂」であった吉田茂の外交能力を封じ込め、その結果として、アメリカ側に有利な日米安保条約を日本が受け入れざるを得なかったという豊下楯彦の見解がある。
  - 22) 外務省「朝鮮の動乱とわれらの立場」(1950年8月19日)(『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、三一書房、1991年)346頁。
  - 23) 同上、350頁。
  - 24) 第8回国会衆議院本会議議事録第4号(1950年7月15日)14頁。
  - 25) 第8回国会衆議院外務委員会議事録第2号(1950年7月21日)7頁。

- 26) 外務省の安全保障構想の核心は国連との結び付きを明確にする点にあった。なぜなら、国連憲章第 51 条に基づく米軍駐留は、NATO 方式であり、国連憲章における共同の責務によるという点で日米の形式的な対等性を主張できたからである。
- 27) 西村熊雄「安全保障条約論」(前掲『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』) 36—37 頁。
- 28) 「平和問題の近況」(8 月 31 日、全権、全権代理顧問の参集した席上での説明文案)(1951 年 8 月)、外務省記録マイクロフィルム、B'0010、0106 頁。
- 29) 第 19 回国会参議院内閣委員会会議録第 49 号(1954 年 6 月 1 日) 5 頁。
- 30) 第 19 回国会衆議院外務委員会議事録第 57 号(1954 年 6 月 3 日) 5 頁。
- 31) 吉岡斉『新版 原子力の社会史』(朝日新聞出版、2011 年) 173 頁。
- 32) 同上、174 頁。
- 33) 日本の国連加盟が対米依存から脱却する契機ともなりえたことを井上寿一は、国連加盟にいたる過程を検討することで明らかにしている(井上寿一前掲「国連と戦後日本外交」)。
- 34) 「日本の国際連合加盟に際して国連総会において行われる日本国総理及び外務大臣重光葵の演説」(1956 年 12 月 17 日)、外務省記録マイクロフィルム、B'2002-4、日本の国際連合加盟関係一件正式加盟関係(第 5 巻) 0107-0117 頁。
- 35) 「国連加盟の意義について」(1956 年 10 月 30 日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0042、0359-0363 頁。
- 36) 第 28 回国会参議院予算委員会会議録第 18 号(1958 年 3 月 27 日) 34 頁。
- 37) 第 28 回国会衆議院内閣委員会会議録第 22 号(1958 年 3 月 28 日) 10 頁。
- 38) 防衛力整備計画をめぐる赤城構想に関しては、佐道明弘『戦後日本の防衛と政治』(吉川弘文館、2003 年)、中島信吾『戦後日本防衛政策—「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』(慶應義塾大学出版会、2006 年)を参照。
- 39) 海原は日本の自主防衛能力の限界から核武装論に反対し、アメリカの核拡散防止政策に日本は積極的に協力すべきという立場をとっていた(海原治「問われる日本人の信用」〈『世界週報』第 56 巻第 5 号、1975 年 4 月)。
- 40) 中島前掲『戦後日本防衛政策—「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』240-242 頁参照。
- 41) 第 28 回国会衆議院内閣委員会会議録第 22 号(1958 年 3 月 28 日) 5 頁。
- 42) 横田喜三郎『世界国家の問題』(同友社、1948 年) 7—8 頁。
- 42) 池田内閣では 58 年のレバノン問題での、国際連合レバノン監視団を引き合いに出して、林法制局長官は、主権国家ではない将来の国連の理想的形態での自衛隊の参加は可能であるとしている(第 38 回国会衆議院予算委員会会議録第 20 号〈1961 年 3 月 4 日〉10 頁)。
- 43) 横田喜三郎の国連中心主義を戦前の国際連盟中心主義から論じた論考として、額原善徳前掲「戦前日本における国際連盟中心主義と日本国憲法」がある。
- 44) 横田喜三郎前掲『世界国家の問題』7—8 頁。
- 45) 世界連邦運動に関しては、世界連邦建設同盟編『世界連邦運動二十年史』(1964 年)が詳しい。
- 46) 世界協会は IAEA の協力を得て、「核エネルギーは、将来の人類の繁栄のカギでもあるし、世界の最終的な破壊のカギでもある」として、プルトニウムの軍事転用を防止する世界的な手段として核拡散防止条約の批准国を増やすことが核エネルギーの平和利用の効果的な管理のために必要な基盤を提供するという勧告をまとめていた(世界連邦建設同盟『世界連邦新聞』1961 年 8 月 1 日)。
- 47) 世界連邦建設同盟『世界連邦新聞』(1959 年 4 月 18 日)
- 48) 第 26 回国会参議院予算委員会会議録第 17 号(1957 年 3 月 26 日) 19 頁。
- 49) 「座談会 安保条約・行政協定の改廃をめぐって」(『時の法令』第 240 号、1957 年 4 月 28 日) 4-5 頁。
- 50) 「座談会 新安保条約論議をめぐって」(『研究月報』第 50 号、1960 年 3 月 15 日) 52-53 頁。
- 51) 前掲「座談会 安保条約・行政協定の改廃をめぐって」8 頁。
- 52) 原子力兵器が国家主権の独立というナショナリズムと、世界連邦政府というコスモポリタニズムを統合する投企対象であったことを明らかにした研究として、佐藤太久磨「原子力時代における二つの憧憬」(『史創』第 3 号、2013 年)がある。

53) 第二次世界大戦後の自衛権の法理の転換に関しては別稿を準備している。国家主権のその発動たる憲法制定権力や自衛権の行使が制約される「一つの世界」=国連を創出した点で、第二次世界大戦は国際法上の革命であった。第二次世界大戦後、国家主権は国連の創設で実質的に限界づけられるようになった。国家主権それ自体が戦争の要因であると考えられるようになったからである。国連憲章の制定によって国連の安全保障機能に国家の自衛権が従属するようになったのである。

〔付記〕本論文は平成23年—26年度文部科学省研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（本学非常勤講師）